

2. 対策評価指標の実績と見込み

○ 現時点における対策評価指標の2010年度の見通し

目標年度における製造事業者及び輸入事業者のトップランナー基準達成状況(事業者ごと及び省エネルギー法にて指定された区分ごとによる)

<参考>

目標達成計画における対策評価指標<2010年度見込み>

目標年度における製造事業者及び輸入事業者のトップランナー基準達成状況(事業者ごと及び省エネルギー法にて指定された区分ごとによる)

トップランナー基準達成状況	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
				※1							

※1 トップランナー基準達成(ディーゼル乗用自動車、ディーゼル貨物自動車)

※2 トップランナー基準達成予定(ガソリン乗用自動車、ガソリン貨物自動車、LPGガス乗用自動車)

定義・算出方法	目標年度経過後における省エネ法に基づく報告徴収による
出典・公表時期	
備考	

3. 国の施策

施策の全体像	2006年度実績見込み (2007年度予定)
[法律・基準] ・省エネルギー法 製造事業者等は、機器ごとに定められているトップランナー基準以上に、機器のエネルギー効率の改善を図ることが義務付けられている(1999年4月施行)。 [税制] ・自動車税のグリーン化及び自動車取得税の低燃費車特例 排出ガス性能や燃費性能に応じて自動車税や自動車取得税を軽減する一方、新車登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対しては自動車税を重課。(自動車税は2001年度より、自動車取得税は1999年度より導入) <2006及び2007年度グリーン税制> ・燃費基準+10%達成車かつ低排出ガス認定4☆車-自動車税:税率を概ね25%軽減、自動車取得税:取得価額から15万円控除 ・燃費基準+20%達成車かつ低排出ガス認定4☆車-自動車税:税率を概ね50%軽減、自動車取得税:取得価額から30万円控除 車-自動車税:税率を概ね10%重課	継続
・燃費性能の評価・公表及び燃費性能に係るステッカーの貼付 燃費基準が策定されている自動車について、燃費性能の評価・公表を行うとともに、基準達成車にはステッカーを貼付するよう措置(2004年度から導入)。	継続

率を概ね50%軽減、自動車取得税:取得価額から30万円控除 ・車齢11年超のディーゼル車又は車齢13年超のガソリン・LPG車-自動車税:税率を概ね10%重課 (予算/補助) ・革新的次世代低公害車総合技術開発 [融資] ・低公害車取得事業(日本政策投資銀行) 低公害車及び省エネ法に基づく燃費基準達成車かつ低排出ガス認定車を取得する事業者(取得してリースを行う事業者を含む)に対し、低利融資(政策金利I)を実施(1999年度から実施)。 ・省エネ法に基づく特定機器の判断基準を満たす自動車の取得事業(日本政策投資銀行、沖縄公庫) 省エネ法に基づく燃費基準をある程度達成した自動車を取得する事業者(取得してリースを行う事業者を含む)に対し、低利融資(政策金利II)を実施(2005年度から実施)。 [技術開発] ・革新的次世代低公害車総合技術開発事業 大気環境・地球温暖化・エネルギー問題の同時解決に向けて、石油代替燃料を利用した次世代の低公害車の技術開発を実施(2004年度から実施)。 [普及啓発]	2006年度予算額(2007年度予算案) 926百万円(826百万円) 継続 継続 継続
---	---

4. 排出削減見込量の根拠等

(目標達成計画算出に至る計算根拠)

- ・トップランナー基準の達成自動車への入れ換えが進む(目標年度以降は出荷機器の全数が達成自動車となる)ので、トップランナー基準の達成自動車への入れ換えがない場合のエネルギー消費量と比較して省エネとなる。
- ・まず、当初の目標年度(ガソリン自動車:2010年度、ディーゼル自動車:2005年度、LPGガス乗用自動車:2010年度)に全出荷車が基準を達成することによる効果を見込む。

(エネルギー消費量の計算の基本的考え方)

- ・エネルギー消費量 = 「2010年度における総走行人キロ(貨物車は総トンキロ)」 / 「1台当たりの平均保有燃費」
- ・ここで、
「2010年度における総走行人キロ(トンキロ)」とは、交通量の潜在需要を規定する活動量として国土交通省道路局が算出したもの。
- ・「平均保有燃費」とは、2010年度までの年度ごとの平均新車燃費に、自動車の耐用年数を考慮した2010年度における年度製ごとの残存台数をかけて総台数で割ったストックベースの平均燃費。

なお、平均保有燃費算出の基となる平均新車燃費は、目標年度まで過去のトレンドにより推計、目標年度以降は基準値通りとした。

- ・トップランナー基準を達成した自動車への入れ替えが進んだ場合(対策を講じた場合)の平均保有燃費に基づくエネルギー消費量と、対策がなかった場合(トップランナー基準が無かった場合)の平均保有燃費(95年から一定値)に基づくエネルギー消費量の差から省エネ効果を算出。
- ・以上の計算方法に基づき、ガソリン車(乗用・貨物)、ディーゼル車(乗用・貨物)、LPG車(乗用)についてそれぞれ省エネ効果を算出。

1-9: トップランナー基準による機器の効率向上

(別表 1-3c①)、【経】

1. 排出削減の実績と見込み

- 現時点における2010年度の排出削減見通し

約 3,296 万 t-CO₂

<参考>

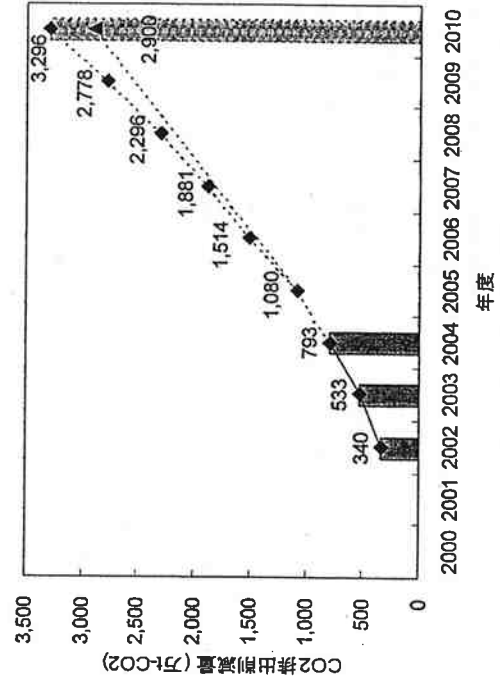
目標達成計画における2010年度の排出削減見込量

約 2,900 万 t-CO₂

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
CO ₂ 排出削減量	340	533	793	1,080							
(最小値)											

(単位: 万 t-CO₂)

※ 2005年度まで実績、2006年度以降は見込み。



算出方法

以下に示すように、主要機器がトップランナー基準を達成することに伴い、買替えが進み、CO₂削減効果が達成。
国立社会保険・人口問題研究所の将来人口推計値(中位推計)と、(財)日本エネルギー経済研究所推計の世帯人員から推定した世帯数と、内閣府の消費動向調査に基づく、機器ごとの世帯当たり保有車を用いて、機器ごとのストック台数を推計。機器ごとに一定の年限で寿命が到来し買換えが進むと仮定し、買

換え時期に到来した台数だけ、その時期に達成されている効率的機器に買換えられるものと仮定。 その仮定のもとに、以下の省エネ効果を合算。 ①2004 年度時点のトップランナー基準対象機器（エアコン、テレビ、VTR、蛍光灯器具、電子計算機、電気冷蔵庫、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、複写機、変圧器、自動販売機）について、現行基準達成機器が販売され買換えられることによる省エネ効果 ②①の機器のうち次期トップランナー基準が適用される機器（エアコン、電気冷蔵庫、蛍光灯器具、テレビ（液晶・プラズマを追加対象化）、VTR（DVDレコーダーを追加対象化）、パソコン）について、新基準の適用により更に効率的な機器が販売され買換えられることによる省エネ効果 ③新たにトップランナー基準が適用される機器（電子レンジ、電気炊飯器、ガス調理器のグリル部等、ルーター）について、トップランナー基準の適用により効率的な機器が販売され買換えられることによる省エネ効果	備考
---	----

2. 対策評価指標の実績と見込み

○ 現時点における対策評価指標の 2010 年度の見通し

目標年度における製造事業者及び輸入事業者のトップランナー基準達成状況（事業者ごと及び省エネルギー法にて指定された区分ごとによる）

<参考>

目標達成計画における対策評価指標<2010 年度見込み>

目標年度における製造事業者及び輸入事業者のトップランナー基準達成状況（事業者ごと及び省エネルギー法にて指定された区分ごとによる）

トップランナー基準達成状況	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
	※ 1	※ 2	※ 3								

※ 2005 年度まで実績、2006 年度以降は見込み

- ※ 1 トップランナー基準達成（テレビジョン受像機（ブラウン管）、ビデオテープレコーダー）
- ※ 2 トップランナー基準達成（エアコンディショナー（4kW 以下）、電気冷蔵庫）
- ※ 3 トップランナー基準達成予定（蛍光灯器具、自動販売機、電子計算機）
- ※ 4 トップランナー基準達成予定（複写機、ストーブ、ガス調理機器（こんろ部）、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、変圧器（油入式））
- ※ 5 トップランナー基準達成予定（エアコンディショナー（4kW 以下以外）、変圧器（モールド式））
- ※ 6 トップランナー基準達成予定（テレビジョン受像機（液晶・プラズマ）、ガス調理機器（グリル部オーブン部）、ジャー炊飯器、電子レンジ、DVDレコーダー）

定算・算出方法	目標年度経過後における省エネ法に基づく報告徴収による
出典、公表時期	
備考	

3. 国の施策

施策の全体像	2006 年度実績 (2007 年度予定)
[法律・基準] ・省エネ法により、トップランナー方式に基づく機器の効率向上 ・省エネ法により、家電小売事業者による一般消費者に対する省エネルギーに関する情報提供を促進	継続
[税制]	
[予算・補助]	
[融資]	
[技術開発]	
[普及啓蒙] ・省エネ型製品普及推進優良店事業により省エネ製品の普及促進 [その他]	継続

4. 排出削減見込量の根拠等

- ・省エネルギー法に基づき、トップランナー基準の達成機器への置き換えが進む（目標年度以降は出荷機器の全数が達成機器となる）ので、トップランナー基準の達成機器への置き換えがない場合のエネルギー消費量と比較して省エネとなる。
 - ・まず、目標達成計画策定当時指定されている 16 機器において、目標年度に予定通りの省エネが図られることとなる（現行対策）。
 - ・次に、以下の追加対策を考慮。
 - 基準強化：16 機器のうち 2006 年度までに目標年度を迎える 9 機器について基準の見直しを行った効果を見込んでいる。（テレビについては液晶テレビ及びプラズマテレビを追加。ビデオについては DVD レコーダーを追加。）
 - 機器拡大：電子レンジ、電気炊飯器、ルーター等を新たにトップランナー基準の対象に追加した効果を見込んでいる。
- エネルギー消費量の計算の基本的考え方は以下のとおり。
（家庭部門）
- ・エネルギー消費量＝「2010 年度保有台数」×「2010 年度 1 台当たりの保有エネルギー消費量」